

関係資料の貸与依頼書

令和 年 月 日

大阪市デジタル統括室長様

大阪市入札参加資格承認番号 ()
主たる営業所 (又は支店等) の所在地
商号又は名称
代表者 (又は受任者) 役職・氏名

「令和8年度大阪市における生成AI活用に関するロードマップ作成等支援業務委託」の公募型プロポーザルにおける関係資料の貸与を受けることを希望します。

なお、資料の貸与にあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

1 依頼事項

関係資料の貸与

2 貸与資料

- ・大阪市職員を対象とした業務課題等に係るアンケート概要
- ・業務委託仕様書4（2）①に記載の、大阪市が選定したAIエージェントユースケースに係る関係書類
- ・「自治体情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」におけるネットワークモデルについて

3 遵守事項

(利用の目的)

当社は、「令和8年度大阪市における生成AI活用に関するロードマップ作成等支援業務委託」の公募型プロポーザルにおける提案書を作成する目的（以下「本目的」という。）のためにのみ、関係資料の貸与を受けるものであり、本目的以

外の目的のために関係資料を利用しません。

(秘密の保持)

- 1 当社は、貸与された関係資料を秘密として保持するものとし、次項に定めるもののほか、第三者に対し開示しません。
- 2 当社は、本目的を達成するため必要な範囲及び適切な方法で、当社以外（以下「協力会社等」という。）に対して関係資料の開示を行いますが、協力会社等においても本遵守事項を遵守させ、開示した関係資料に対する責任は当社が負うこととします。
- 3 本目的を達するためであっても、貸与資料の必要以上のデータコピー、印刷等を行いません。また、データコピー及び印刷等した貸与資料は適切に管理を行い、後述する「本資料の廃棄等」に基づき、適切に処理を行います。

(損害の補償)

貸与資料の第三者への流出が認められた場合は大阪市の調査に協力するとともに、万が一、当社の責められるべき事実により大阪市へ損害を与える事態となつた際には、最大限の補償を行います。

(期間)

前条までに定める秘密の保持は、本目的の達成後も当社において存続するものとします。

(本資料の廃棄等)

貸与資料並びにその複製物（データコピー・印刷物等）は、本目的達成後、適切な方法により速やかに廃棄を行い、廃棄が完了した旨を大阪市へ文書又は電子メールにて報告します。なお、大阪市から別に返却及び廃棄の指示を受けたときは、その指示に従います。

以上